JSC村外サポート拠点
感染症対策ガイドライン

2021年7月13日　初版

独立行政法人日本スポーツ振興センター
ハイパフォーマンススポーツセンター

HPSC JAPAN HIGH PERFORMANCE SPORT CENTER

目次

1．JSC 村外サポート拠点の特徴 1
2．JSC 村外サポート拠点の利用に関する個別の取組 1
3．全般的な事項 2
4．施設内管理事項 3
a） 手洗い場所 3
b） 更衣室（シャワー室を含む)、休憩スペース 3
c） 洗面所（トイレ） 3
d） スポーツ用具の管理 3
e） 運動・スポーツを行う施設の環境 3
f） 補食スペース 4
g） 施設の入口 4
h） ゴミの廃棄 4
i） 清掃・消毒 4
j） 飛沫防止対策車両の配備及び車両ドライバーの感染症対策 4
5．村外サポート拠点利用時の遵守事項 5
6．体調不良、COVID-19 の感染疑いや濃厚接触者認定となった場合の対応 6
7．その他 6

ハイパフォーマンススポーツセンター
村外サポート拠点マネジメント担当
2021 年 7 月 13 日　作成

１．JSC 村外サポート拠点の特徴

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）がスポーツ庁から受託している「ハイパフォーマンス・サポート事業」では、第 32 回夏季オリンピック競技大会、及び東京２０２０パラリンピック競技大会おいて、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会を通じて蓄積したノウハウ及び情報等に基づき、コンディショニングに配慮したサポートを生かしたスポーツ医・科学、情報面から総合的にサポートするための拠点（以下、「村外サポート拠点」という。）を設置し、我が国のアスリートのメダル獲得の優位性を向上させるための取組を実施する。

村外サポート拠点は、ハイパフォーマンススポーツセンター（以下、「HPSC」という。）が発行したアスリートカード（以下、「アスカ」という。）を保有しているアスリート、コーチ、サポートスタッフのみが原則事前に予約することによって利用が可能となる。

２．JSC 村外サポート拠点の利用に関する個別の取組

村外サポート拠点の施設利用に当たっては、以下の段階を経て、利用が認められる。

① HPSC が発行したアスカを保有していること。
② 専用予約システムの ID を保持し、利用する施設及びサポートについて事前に予約を行っていること。
③ スポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び HPSC が作成した「HPSC における新型コロナウイルス感染症に関する感染防止策」、IOC 等が作成した「プレイブック」、東京 2020 大会組織委員会が作成した「東京オリンピック・パラリンピックハイパフォーマンスセンター登録・利用に関するガイドライン」を遵守すること（以下、「各種ガイドライン」という。）。
④ 村外サポート拠点では、以下の 1)及び 2)の条件を満たす者を受け入れる。
   1) 施設利用の直前に、体温が 37.5°C（平熱が高い人は、平熱＋0.5 度）未満かつ倦怠感、咳、咽頭痛などの症状がない。
   2) 直近の抗原検査等で異常がない。日々の体調及び行動を記録する。
⑤ さらに、村外サポート拠点入館時は非接触式検温装置による検温を行う。その中で異変等があった場合は入館をお断りする。
⑥ 村外サポート拠点の利用に当たっては、原則として、直近の抗原検査等で異常がない者の利用を認めるものとする。この点に関しては、入館時にチェックインポータルを活用し、確認する。

また、施設利用中に発熱や体調不良が生じた場合は、必要に応じて該当者の隔離、退館又は合宿を一時中断あるいは中止させるものとする。

３．全般的な事項

原則として、村外サポート拠点では、各種ガイドラインの内容に基づき、確認すべき点については遵守することを前提とする。

その上で、村外サポート拠点特有のものだと考えられる点について以下に示すこととする。

- □ 村外サポート拠点は、一般利用者と交わることなく、専有利用できる施設を選定していること。
- □ 村外サポート拠点を利用するに当たって、専用予約システムを用いて事前に予約していること。
- □ 施設内における一般利用者とは、入り口や動線を明確に分け、村外サポート拠点利用者以外の者が立ち入らないように警備員、パーティションを用いてゾーニングを徹底すること。
- □ 選手との接触が近いスタッフについては、PCR 検査を毎日受検することとし、それ以外のマネジメント担当等については 4 日に 1 回受検すること。

４．施設内管理事項

a） 手洗い場所

- □ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- □ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする。
- □ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意する（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。共用のタオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）。
- □ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒液を用意する。

b） 更衣室（シャワー室を含む）、休憩スペース

- □ 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける（障がい者の介助を行う場合を除く）。また、対面での飲食・会話は避ける。
- □ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
- □ 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（テーブル、イス等）については、こまめに消毒する。
- □ ドアノブ、ロッカーの取っ手等については、抗菌措置を施す。
- □ 換気設備を適切に運転する。
- □ スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗い又はアルコール等による手指消毒をする。

c） 洗面所（トイレ）

- □ トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- □ ドアノブについては、抗菌措置を施す。
- □ トイレの蓋を閉めて流すよう表示する。
- □ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- □ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする。
- □ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。共用の布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）。

d） スポーツ用具の管理

- □ 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知する。
- □ やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒する。
- □ スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をする。
- □ 貸出前後に消毒する。

e） 運動・スポーツを行う施設の環境

- □ 換気設備を適切に運転する。定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気（1 時間に 2 回以上、かつ、5 分間以上）を行う。

- ☐ 二酸化炭素測定器を設置する。
- ☐ トレーニングルームにおける床をこまめに清掃する。
- ☐ プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従う。
- ☐ トレーニングルーム等の施設においても、密な状態とならないようにする。
- ☐ 利用者のために BGM を流す施設については、大声での会話を誘発しないよう、BGM が大音量とならないように留意する。

f） 補食スペース

- ☐ 補食スペースについては、アクリル板等を設置し、飛沫を最小限とする。
- ☐ 提供時にはスタッフが感染対策を行った上で利用者に対して必要なものを手渡しする。
- ☐ 座席の配置については、利用者同士が対面にならないように配置する。

g） 施設の入口

- ☐ 施設の入口のほか、各所にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ☐ 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示する。

h） ゴミの廃棄

- ☐ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ☐ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、アルコール等による手指消毒をする。

i） 清掃・消毒

- ☐ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ☐ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒する。

j） 飛沫防止対策車両の配備及び車両ドライバーの感染症対策

- ☐ 村外サポート拠点利用時に体調不良となった者等を搬送するための、飛沫防止対策を施した車両を配備する。
- ☐ 村外サポート拠点利用用の専用車両、専用ドライバーの手配をする。
- ☐ ドライバーの体調管理の徹底及び毎日の PCR 検査の実施を以て陰性であることを確認する。
- ☐ ドライバーが体調不良となった場合、交代ドライバーを用意する。
- ☐ 走行時は外気換気モードのエアコンの使用を基本とし、適宜窓を開放し換気する。

5．村外サポート拠点利用時の遵守事項

- ☐ 各種ガイドラインを遵守する。
- ☐ マスクを持参し、原則として村外拠点内ではマスクを着用する。
- ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- ☐ 村外サポート拠点内の動線をあらかじめ確認・把握し、不要な移動は避ける。
- ☐ 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ 2m 以上）を確保すると共に、三つの密（密閉、密集、密接）を避ける。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ☐ 利用する空間等の換気状況を意識し、窓が設置されている空間であればこまめな換気（1 時間に 2 回以上、かつ、5 分間以上）を心がける。
- ☐ 使用する器具や什器などは、１日の使用開始前には必ず消毒する。また、利用者間で共有する必要のある器具等は、利用前後に消毒を実施する。
- ☐ 利用中に大きな声で会話や応援等をしない。
- ☐ トイレを利用する際には、蓋を閉めて流すようにする。また、利用後は手洗いを徹底し、持参したタオルか備え付けのペーパータオル（使い捨て）を利用し、タオルの共用は行わない。
- ☐ 鼻水、唾液などが付着したゴミ、マスクなどは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミ箱に廃棄する。
- ☐ 更衣室、シャワー等を使用する場合は、利用時間を調整するなど、一度に大勢で使用しない。
- ☐ トレーニング時の感染症対策として、以下の点に留意する。

- マスクの着用が可能なトレーニング内容である場合は、極力マスクを着用する。
- トレーニングの合間に補給する飲食物は、自分専用の物をあらかじめ準備する。
- 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
- 一旦開封して口を付けた飲料等は、共用のクーラーボックスへは戻さず、個人で保管する。
- タオル、トレーニングで使用する衣類などは自分専用の物を準備し、他の人と共用しない。
-
- 濃厚接触に該当すると考えられるトレーニング等については、可能な限り対応者をグループ化するなど接触する者を限定する。

- ☐ 拠点内で COVID-19 の陽性者が施設を利用した場合の、施設再開基準等は以下のとおりとする。

- 陽性者の行動範囲に応じて休止する範囲を決定する。
- 陽性者が判明した後、施設の利用を再開する場合は、陽性者の行動範囲・接触範囲を、アルコール等を用いて拭き取り消毒が行われていることを前提とする。

- ☐ 感染防止のために施設管理者が定めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従う。

6．体調不良、COVID-19 の感染疑いや濃厚接触者認定となった場合の対応

1） 村外サポート拠点利用中に、体調不良者が生じた場合

当該体調不良者を隔離された場所等に移動させる。その上で、日本選手団本部に連絡をし、当該体調不良者を引き渡すこと。また、各種ガイドラインに従い、当該体調不良者が触れたと思われる箇所を消毒し、COVID-19 の感染だった場合を考慮し、HPSC 対策本部に報告した上で、関係各所と対応を協議すること。

2） 村外サポート拠点利用中に、COVID-19 の陽性者の濃厚接触者に認定された場合

当該濃厚接触者を隔離された場所等に移動させる。その上で、日本選手団本部に連絡をし、当該濃厚接触者を引き渡すこと。また、各種ガイドラインに従い、当該濃厚接触者が触れたと思われる箇所を消毒し、COVID-19 に感染していた場合を考慮し、利用について HPSC 対策本部に報告した上で、関係各所と対応を協議する。

3） 村外サポート拠点利用中に、COVID-19 の陽性者であることが判明した場合

当該陽性者を隔離された場所等に移動させる。その後の対応は、日本選手団本部の指示に従う。また、各種ガイドラインに従い、利用について HPSC 対策本部に報告した上で、関係各所と対応を協議する。

4） 村外サポート拠点利用後 2 日以内に、COVID-19 の陽性者又は濃厚接触者となった場合

各種ガイドラインに従い、当該陽性者又は当該濃厚接触者が触れたと思われる箇所を消毒し、必要に応じ、利用について HPSC 対策本部に報告した上で、関係各所と対応を協議すること。

7．その他

その他、村外サポート拠点内において判断に困る場合は、HPSC 内に設置する「HPSC 対策本部」に報告を行い、指示を仰ぐものとする。

HPSC

JAPAN HIGH
PERFORMANCE
SPORT CENTER

JAPAN SPORT
COUNCIL